

新卒未就職者人材育成事業 ～若年者の雇用をお考えの皆様、是非ご検討ください～

この事業は、学校を卒業後も就職が決まらない若年者に、社会人としての基礎研修と、県内企業での職場実習により、若年者の正規雇用を目指すプログラムです。

企 業 の 皆 様 へ

県では、本事業での実習先として新卒未就職者を
受け入れていただける企業を募集しています。

【実習先企業の要件】

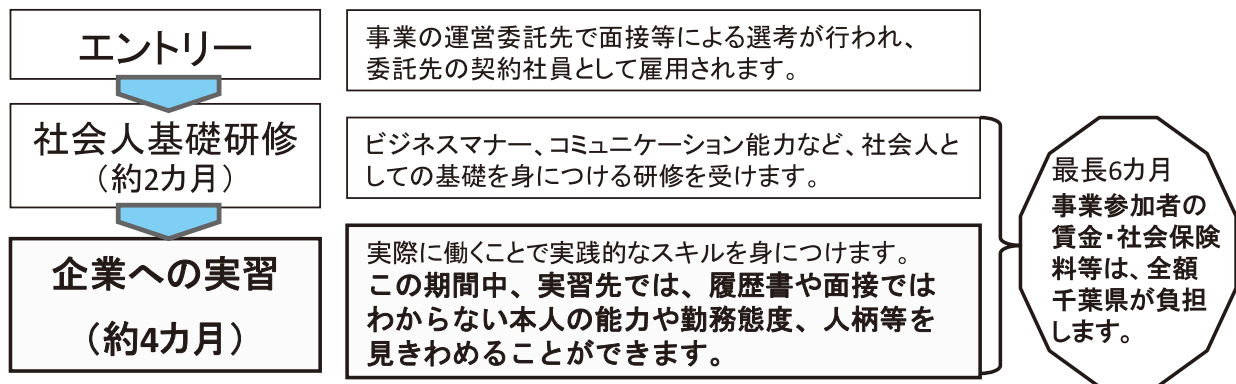
- 1 千葉県内に事業所等があること。
- 2 事業終了後も原則正社員として新卒未就職者を継続雇用する予定があること。

【申し込み・お問合わせ先】(50音順)

この事業は、右記民間事業者
4社に事業運営を委託して実
施しています。

- | | |
|----------------|-----------------|
| ○アデコ株式会社 | 電話 043-238-7231 |
| ○株式会社インテリジェンス | 電話 043-202-2171 |
| ○株式会社パソナ | 電話 043-226-1795 |
| ○マンパワーグループ株式会社 | 電話 043-297-2191 |

◎ プ ロ グ ラ ム の 流 れ ◎



実習終了後、実習先企業と事業参加者の合意により、雇用関係が結ばれます。

本事業では、若年者の安定雇用確保のため、実習終了後に正社員として雇用していただける予定のある企業様に受け入れをお願いしております。

過 去 の 事 業 の 実 績

平成22年度、23年度第1期(4月～9月)事業

- 参加者 516名
- 就職決定者 417名
- うち実習先に就職した者: 250名

第2期事業: 参加者259名で開始(24年2月まで)

平 成 2 4 年 度 も 実 施 し ま す

募集人数 320名(4社計)

- 基礎研修 4月1日から開始
- 職場実習期間
5月頃から開始、9月30日まで
(この期間、実習受け入れをお願いします)

詳細は、千葉県雇用労働課雇用就労支援室 電話 043-223-2745 または
千葉県雇用労働課ホームページ <http://www.pref.chiba.lg.jp/koyou/wakamono/sinsotu.html> まで

平成 24 年度 中小企業関係税制改正の概要

税制改正結果（主要項目）～特例措置などの拡充・延長を図る～

平成 23 年 12 月 10 日、税制改正大綱が閣議決定されました。中小企業関係税制改正のポイントは以下のとおりです。

※なお、中小軽減税率は、平成 24 年 4 月より、現行の本則税率 22% から 19% に引き下げられます。あわせて、東日本大震災の復興財源を確保するため、平成 24 年 4 月から 3 年間「復興特別法人税」として、法人税額に 10% 上乗せされます。

中小企業投資促進税制の拡充

中小企業の品質確保等に資する設備投資を促進するため、対象設備の見直し（試験・測定機器の追加等）をした上で、適用期限を 2 年間延長しました。

対象業種	ほぼ全業種 (娯楽業、風俗営業等を除く)
対象事業者	中小企業者等 (資本金 1 億円以下)
対象設備	機械・装置 すべて (1 台 160 万円以上)
	器具・備品 電子計算機、デジタル複合機 (複数合計 120 万円以上)
	ソフトウェア 複数基計 70 万円以上
	貨物自動車 車両総重量 3.5 t 以上
	内航船舶 取得価額の 75%
措置内容	特別償却 30% 又は税額控除 7% (税額控除は資本金 3 千万円以下に限る)

対象業種	ほぼ全業種 (娯楽業、風俗営業等を除く)
対象事業者	中小企業者等 (資本金 1 億円以下)
対象設備	機械・装置 すべて (1 台 160 万円以上)
	器具・備品 電子計算機、デジタル複合機 (複数合計 120 万円以上) 試験・測定機器の追加等を行う。
	ソフトウェア 複数基計 70 万円以上
	貨物自動車 車両総重量 3.5 t 以上
	内航船舶 取得価額の 75%
措置内容	特別償却 30% 又は税額控除 7% (税額控除は資本金 3 千万円以下に限る)

少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例措置の延長

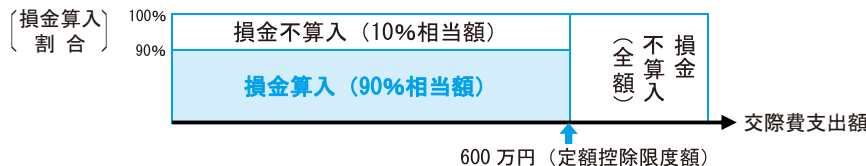
少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例措置について、適用期限を 2 年間延長しました。



交際費課税の特例措置の延長

中小企業における交際費の損金算入の特例措置について、適用期限を 2 年間延長しました。

中小企業（資本金 1 億円以下の法人）においては、**定額控除限度額（600 万円）まで、交際費支出の 90% 相当額について損金算入が可能。**



軽油引取税の特定用途免税措置の延長

軽油引取税の特定用途免税措置について、適用期限を 3 年間延長しました。

【延長された業種（経済産業省関係）】 鉱さいバラス製造業、陶磁器製造業、セメント製品製造業、生コンクリート製造業、鉱物採掘業（岩石・砂利、石灰石、石炭）、電気供給業、地熱資源開発事業

事業承継税制の見直し

非上場株式等に係る相続税・贈与税の納税猶予制度の活用促進等のための見直しについては、社会保障と税の一体改革の中で、引き続き検討することとなりました。

◎詳しくは、中小企業庁 HP 「平成 24 年度中小企業関係税制改正について」をご参照下さい。
(http://www.chusho.meti.go.jp/zaimu/zeisei/2011/111210KaiseiGaigy_ou24.htm)